いじめ防止基本方針

吹田市立片山中学校 令和6年4月1日

(I)基本理念及び基本的な考え方

いじめは、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するもの」であり、さらに、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせる絶対に許されない行為です。学校では、教職員一人ひとりが、いじめは、どの生徒にも、どのクラスでも起こりうると、十分に認識し、いじめを「しない・させない・見逃さない」よう丁寧に見守りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に 努めます。また、いじめを許さない学校風土の醸成のために、生徒の「いじめの問題について真剣に考え、自ら主体的に行動できる力」を育成していきます。この方針に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校における組織的な対応を徹底するとともに、見守りの目を増やすなど体制強化を図り、学校、保護者、地域 が一丸となって「いじめのない学校づくり」に取り組みます。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係 にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を 与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行為の 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

- (i)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該生徒との何らかの人間関係を指す。
- (ii)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やり させられたりすることなどを意味する。
 - ※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ※インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害生徒に対する指導等、適切な対応が必要となる。
 - ※いじめに当たる以下のような例であっても、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を校内いじめ対策委員会で情報共有を行う。
- (iii)具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめ防止に取り組む組織

組織(いじめ対策委員会)は管理職・生徒指導主事・各学年生徒指導担当者・養護教諭・特別支援コーデ

ィネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他関係者により構成する。学校でいじめを認知した際、情報を共有し、方針を立て、組織的に対応する。

3) いじめの未然防止の取組

- ① 全ての職員が生徒の行動を注意深く観察し、把握する。
- ② 欠席や部活動の参加状況に注視し、情報を共有する。
- ③ いじめ対策委員会を週に一度行い、機能性を高める。
- ④ いじめの防止計画に関する年間防止計画を作成する。
- ⑤ 校内研修を計画的に行う。
- ⑥ いじめ予防授業(トリプルチェンジ)を複数回にわたって行い、いじめに対する正しい知識や対応法 についての指導を行う
- ⑦ いじめ予防授業を行う前に、校内のいじめ予防リーダーが模擬授業を行い、知識や具体的な対応法 を共有し、知識を深める。
- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的に対処することができるよう、生徒・家庭への啓発活動を行う。

(4) いじめの早期発見

- ① 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを 高く保つ。
- ② 早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめ、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識して対応する。
- ③ 全ての職員が窓口となれるよう、日ごろからの見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が抱え込まず に訴えやすい環境をつくる。
- ④ 各学期に I 度記名式の生活アンケートを行う。生活アンケートの内容はいじめ対策委員会で共有 し、方針を決定する。アンケートの保管は3年間とする。
- ⑤ 年に2回の3者懇談を行い、家庭との連携を行う。

(5) いじめへの対処

- いじめが認知された場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止のための校内組織において、 速やかに対応策を協議する。その場合、多方面からの情報を収集、整理し、全体像を把握したうえ で、共通理解を図るとともに、解決に向けた手順と方針を決定する。
- ② いじめを受けた生徒に対しては、生徒の安全を守るとともに事情や心情を聴き取り、状況に応じたケアを行う。あわせて保護者に経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求める。
- ③ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたります。安易な謝罪で解決とするのではなく、相手の心の痛みを理解させ、生徒が自己と向き合い、素直に振り返ることができるよう継続して指導する。あわせて加害生徒の保護者にも経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の責任を果たすことができるよう促し、学校の指導に対して協力を求める。
- ④ いじめが暴行や傷害などの犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命・身体・財産に重大

な被害が及ぶ場合には、被害生徒を守るために、警察その他関係機関と連携し、迅速に対応する。 この場合、学校が指導を委ねるのではなく、学校の指導のもと被害者の意向にも配慮したうえで、 連携する。

⑤ 認知されたいじめにおいて、加害、被害のどちらにもあたらない生徒への指導については、「傍観者」や「観衆」的な立場について理解を促すとともに、学級や学年全体に対する指導を行う。

(6) いじめの重大事態

- ① 重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
- ② いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- ③ 調査チームは、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに 行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見 を十分に聴取する。
- ④ 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(7) いじめ解消の要件

① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

A、いじめに係る行為が止んでいること

- (i) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること。
- (ii) ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。
- (iii) 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ 対策委員会にて様子の共有を行い、期間が経過した段階で判断を行う。
- (iv) 行為が止んでいない場合、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- B、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - (i) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒 がいじめの行為 により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - (ii) 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認 する。対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被 害生徒の支援を継続するため、支援 内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
 - (iii)「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏ま え、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

(8)その他

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を 行い、 生徒の実態に応じて計画を見直すこととする。